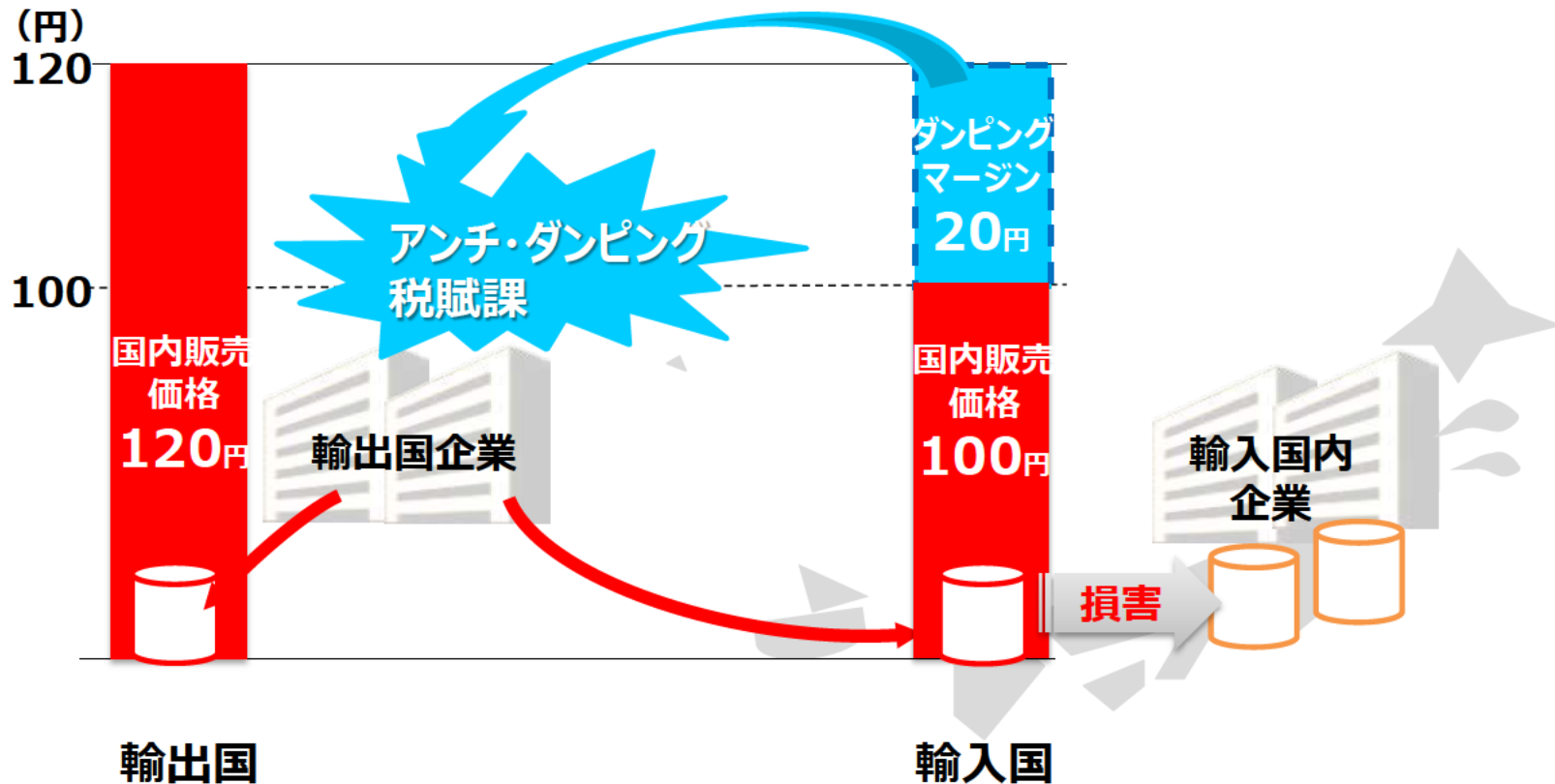


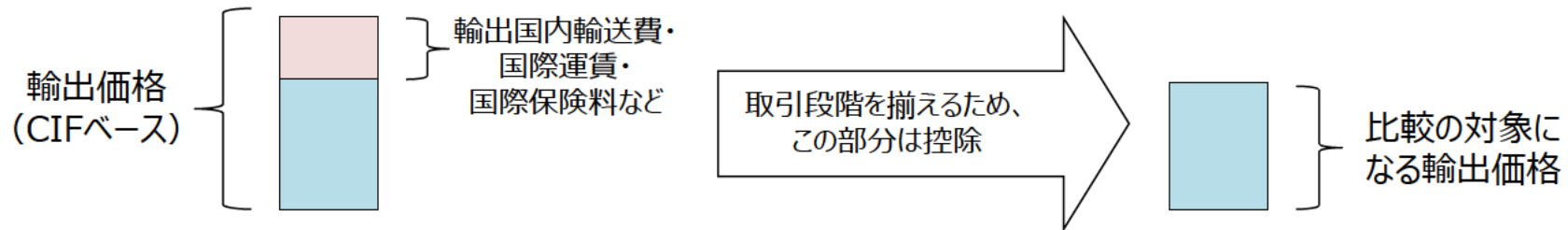
ダンピング・マージンの考え方

- 正常価額（国内販売価格）と輸出価格の差額はダンピング・マージンと呼ばれています。このダンピング・マージンを超えない範囲で、アンチ・ダンピング税を賦課することになります。
- このダンピング・マージンを求めるに当たって、AD協定では、正常価額と輸出価格の比較の考え方を示しています。



正常価額と輸出価格の比較

- AD協定は、正常価額と輸出価格の比較にあたって、①取引の段階を揃える、②価格の比較に影響を及ぼす差異の考慮、③通貨の換算が必要な場合の為替相場の適用日、④調査対象貨物の正常価額と輸出価格の比較方法、などを示しています。
- 正常価額と輸出価格の比較に当たっては、**取引の段階を揃える**必要があります。AD協定においては、通常の場合は工場渡し（EXW）の段階と示しています。
（例）工場渡し段階で比較する場合に、輸出価格がCIFベースで報告されれば、正常価額との比較に先立ち、輸出価格から、輸出国内輸送費、国際運賃や国際保険料などは控除します。



- 販売条件、課税、商取引の段階、物理的な特性などの**差異が価格の比較に影響を及ぼす**可能性があり、調査当局の検証によっても差異があると判断された場合、これらの差異は価格を算出する際に考慮されることとなります。
- 通貨の換算が必要な場合には、為替相場は販売の日のものを適用することになっています。販売の日は**実質的な販売条件が定められる日**となっており、例えば販売契約がされた日が該当します。
- 正常価額と輸出価格の比較方法としては、加重平均した上での比較、個々の取引の比較などがあります。

正常価額と輸出価格の比較（続き）

- ダンピングマージンの算出は、加重平均によって定められた正常価額と輸出価格を比較して行います。

ある品種のダンピングマージン算定の例 調査対象期間中の取引で算定（期間は通常1年）

正常価額（国内販売取引等から算定）

	販売日	...	販売量 (kg等)	販売単価 (※1)	諸調整 (※2)	正常価額	加重平均の割合
取引 A	○/○		35	431 円	-2 円	429 円	35%
取引 B	○/○		15	416 円	-2 円	414 円	15%
:	:		:	:	:	:	
取引 J	○/○		5	444 円	-4 円	440 円	5%

計100kg

加重平均した価格

輸出価格（輸出取引等から算定）

	販売日	...	販売量 (kg等)	販売単価 (CIF等)(※1)	諸調整 (※2)	輸出価格	加重平均の割合
取引 A	○/○		20	398 円	-3 円	395 円	20%
取引 B	○/○		5	428 円	-4 円	424 円	5%
:	:		:	:	:	:	
取引 M	○/○		10	412 円	-3 円	409 円	10%

計100kg

加重平均した価格

比較（正常価額－輸出価格）
→ **ダンピングマージン**

※1 販売単価として、ここでは、各取引における販売総額を販売量で割ったものとしています。
 ※2 諸調整は、例えば、前出の輸出国内輸送費・国際運賃・国際保険料の控除が該当します。

貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。